

★相続税の遺産取得課税方式検討の行方

平成20年度税制改正において、事業承継税制の導入と併せて、相続税の課税方式の見直し（いわゆる遺産取得課税方式への変更）の検討が明記されました。

それに伴い、今年の7月から8月にかけて国税庁と、日本税理士会連合会の間でも、論点整理・意見交換が行われ、おおむね方向性が固まってきたようです。具体的な内容は、年末の税制改正大綱の発表を待つ必要がありますが、現在検討されている内容をご案内します。

OSA通信では、不定期ではありますが、個人資産税に関する話題を速報ベースで提供する予定です。今後ともよろしく願い申し上げます。（長掛栄一）

検討項目	現行税制	遺産取得課税方式での改正案
基礎控除	<ul style="list-style-type: none"> 遺産総額からの控除 控除額 5,000万円＋ 1,000万円×法定相続人の数 	<ul style="list-style-type: none"> 取得者毎に固定額での控除とする 控除額は、①配偶者、②配偶者以外の法定相続人、③受遺者の3区分。 金額水準は①>②>③とする
相続税の加算	<ul style="list-style-type: none"> 一親等血族及び配偶者以外の者は、相続税額を2割加算 	<ul style="list-style-type: none"> 同様の制度とする
配偶者控除	<ul style="list-style-type: none"> 申告期限までに遺産分割確定を要件 配偶者の課税価格が1.6億円と法定相続分のいずれか大きい金額相当の相続税額を控除 	<ul style="list-style-type: none"> 申告期限までに遺産分割確定を要件 申告により、上記基礎控除に代え現行同様の制度を設ける 法定相続分までの控除をする場合、遺産全体の明細提出要
生命保険金・退職手当金	<ul style="list-style-type: none"> 遺産総額からの控除する 非課税額500万円×法定相続人の数 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除と同様取得者毎に控除する
小規模特例	<ul style="list-style-type: none"> 遺産総額からの控除する 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除と同様取得者毎に控除する
未分割での申告	<ul style="list-style-type: none"> 各取得者が未分割財産を法定相続分に従って取得したものとして税額を計算 	<ul style="list-style-type: none"> 各取得者が未分割財産を法定相続分に従って取得したものとして税額を計算 計算した税額に一定の加算を行う 申告義務者は、未分割財産を全部取得したとすると税額が生じる者 毎年、分割協議状況の届出要
普通養子	<ul style="list-style-type: none"> 税額計算の際に法定相続人数への算入について一定の制限あり 孫養子は相続税の2割加算対象 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、税額計算において普通養子と実子は同じ扱いとする
世代飛ばしの遺贈	<ul style="list-style-type: none"> 一親等血族及び配偶者以外の者は、相続税額を2割加算 	<ul style="list-style-type: none"> ①孫等が取得した財産も（当該孫等の親等である）子が取得したとして、子＋孫の税額を計算 ②子は実際に取得した財産に基づき税額を計算 ③孫等は①－②の金額に一定の加算額を納付する
その他	<ul style="list-style-type: none"> 申告納税地：被相続人の住所地 提出：連署方式での共同提出が主流 連帯納付義務：あり 	<ul style="list-style-type: none"> 申告納税地：被相続人の住所地 提出：単独申告を原則としつつ、連署方式での共同提出も認める 連帯納付義務：未分割の場合を除き廃止